

昭和 50 年 6 月 25 日 制定
昭和 53 年 8 月 23 日 改正
昭和 60 年 11 月 29 日 改正
昭和 62 年 8 月 7 日 改正
昭和 63 年 8 月 9 日 改正
平成 16 年 11 月 15 日 改正
平成 21 年 9 月 18 日 改正
平成 24 年 4 月 1 日 改正
平成 24 年 6 月 12 日 改正

定 款

一般社団法人 日本鉄源協会

一般社団法人日本鉄源協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本鉄源協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、鉄源(製鋼用及び鋳物用の鉄屑、銑屑及び還元鉄をいう。以下同じ。)に関する情報の収集及び提供、調査及び研究等を行うことにより、鉄源の需給の安定、品質及び処理技術の向上並びに有効利用の促進を図り、もって我が国国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 鉄源に関する情報の収集及び提供
- (2) 鉄源に関する調査及び研究
- (3) 鉄源の需要及び供給の安定的な確保の推進
- (4) 鉄源に関する品質の改善及び処理技術の開発の促進
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項に掲げる事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会 員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、特別会員及び普通会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法」という。)上の社員とする。

- (1) 特別会員 この法人の目的に賛同して出資又は出捐をした法人並びに団体

- (2) 普通会员 この法人の目的に賛同して入会した法人又は団体
- (3) 賛助会員 この法人の目的に賛助するため入会した法人、団体又は個人

(入会)

第6条 この法人の会員になろうとするときは、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(出資)

第8条 出資に係る事務取扱規程は、理事会の決議を得て、別途定める。

(退会)

第9条 会員が、この法人を退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議を得て、当該会員を除名することができる。

- (1)この法人の定款又は規則に違反したとき。
 - (2)この法人の名誉を毀損し又は本法人の目的に反する行為をしたとき。
 - (3)その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。
- 3 除名が決議されたときは、その会員に対しその旨を通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次に掲げる事由によって資格を喪失する。

- (1) 総社員全員の同意があったとき。
 - (2) 死亡し、又は解散したとき。
 - (3) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき。
- 2 本法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、特別会員及び普通会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団・財団法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 この法人の総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。

3 臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 総会は、別段の定めがある場合を除き、理事会の決議により、会長が招集する。

2 総会を招集するには、会長は、総会の2週間前までに日時、場所、目的、その他必要な事項を掲載した書面をもって社員に対し通知しなければならない。

3 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員から総会の目的である事項及び招集の理由を示して請求があったときは、会長は、臨時総会を招集しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、会長とする。会長に事故あるときは、その総会において出席した社員の中から議長を選出する。

2 ただし、前条第3項の規定により、臨時総会を開催した場合は、出席した社員の中から議長を選出する。

(議決権)

第17条 各社員は、総会において各1個の議決権を有する。

(決議)

第18条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権行使)

第19条 総会に出席しない社員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数は前条の議決権の数に算入する。

(議決権の代理行使)

第20条 社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合において、第18条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び総会で指名された出席理事2名がこれに記名押印するものとする。

第5章 役員

(種類及び定数)

第22条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上 20名以内

- (2) 監事 2 名又は 3 名以内
- 2 理事のうち1名を会長、4名以内を副会長、1名を専務理事とすることができる。
 - 3 前項の会長をもって、一般社団・財団法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(選任)

- 第23条 理事及び監事は、総会の決議によって社員代表者の中から選任する。ただし、特に必要と認められる場合には、理事にあつては 10 名、監事にあつては 2 名を限度として社員代表者以外の者を理事又は監事に選任することを妨げない。
- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 - 3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(理事の職務)

- 第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の職務を執行する。
- 2 会長は、この法人を代表し、本法人の業務を執行する。
 - 3 会長及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4か月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

- 第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

- 第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
 - 3 任期中に交代した補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。また、増員した理事の任期は他の現在者の残任期間とする。
 - 4 理事又は監事は、第22条第1項に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了の後においても、新たに選任された者が就任するまでは、

その職務を行わなければならない。

(解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任については、一般社団・財団法第49条第2項に定める総会の特別決議による。

(報酬)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の役員については、報酬を支給することができる。
2 前項に関し、必要な事項は、総会の決議により別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程による。

(損害賠償責任の免除)

第29条 この法人は、一般社団・財団法第114条第1項の規定により、理事及び監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事会の決議により免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に、理事会を置く。
2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次に掲げる職務を行う。
(1)この法人の業務執行の決定
(2)理事の職務の執行の監督
(3)会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。
2 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を掲載した書面をもって、理事会の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
3 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長とする。会長に事故あるときは、出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、会長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の審議を経て、承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第38条 事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(特別会計)

第39条 この法人は、事業の遂行上必要があるときは、総会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計に係る経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

第9章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第40条 この法人は、総会の議決によって定款を変更することができる。

(解散)

第41条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金分配の制限)

第42条 この法人は、社員その他の者に対し、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算するとき有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第11章 補則

(委員会等)

第45条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会又は部会を設けることができる。

2 委員会又は部会は、その目的とする事項について、調査し、研究し又は審議、審査する。

3 委員会又は部会の組織運営に関して必要な事項は、理事会の議決

を得て、会長が別に定める。

(事務局)

第46条 この法人に事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、所要の職員を置く。

(実施細則)

第47条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度開始日とする。
- 3 社団法人日本鉄源協会の諸規程類は、一般社団法人日本鉄源協会の諸規程類等として引き継ぐものとし、法人格の表記は読み替えるものとする。
- 4 この法人の最初の代表理事・会長は、谷口進一とする。

出資に係る事務取扱規程

(出資)

第1条 特別会員は、一口以上の出資をしなければならない。

2 本法人の趣旨に賛同するものは、特別会員以外のものであっても、出資することができる。普通会員が出資したときは、定款第6条の規定にかかわらず、特別会員になるものとする。

3 出資一口の金額は十万円とし、理事会の定めるところにより、これを払い込まなければならない。

(出資証券)

第2条 本協会は、出資の払込みをしたもの(以下「出資者」という。)に対し、出資したことを証する書面(以下「出資証券」という。)を交付する。

2 本協会は、出資者が、火災、天災その他不可抗力的な事由により、出資証券を焼失し又は滅失したときは、その申し出により、これを再び交付することができる。

3 出資の譲渡又は相続は、出資者の名義を変更することにより、これを証するものとする。

(出資の譲渡等)

第3条 出資の譲渡又は相続は、次の場合に限り、会長の承認を得て、これを行うことができる。

(1) 定款第11条に規定する資格を喪失したとき。

(2) 出資者が協会の趣旨に賛同するものに譲渡するとき。

(3) 出資者の死亡により、出資が相続されるとき。

2 出資は、これを担保に供することはできない。

3 出資の返還は、出資者が破産の宣告を受けた場合及び理事会の議決を経た場合のほか、これを行わないものとする。ただし、返還する出資の額は、払込み済み額を限度とする。

4 出資は、任意にこれを協会に寄付することができる。

5 出資は、次の場合は協会に寄付されたものとみなす。

(1) 出資者である会員が定款第10条の規定により除名されたとき。

(2) 出資者が死亡し、相続人がないとき。

(3) 本協会が民法第98条(公示の方法による意思表示)に規定する方法を講じても出資者又はその所在を知ることができないとき。

(出資証券台帳)

第4条 本協会に出資証券台帳(以下「台帳」という。)を備える。

2 台帳には、次の事項を記録するものとする。

- (1) 出資者の住所、氏名又は名称
- (2) 出資の口数及び金額
- (3) 出資証券の番号及び交付年月日
- (4) 出資の譲渡、相続、返還に関する事項
- (5) その他会長が必要と認めた事項

この規程は、定款附則第1項に準じて効力を生じる。

以上